

# 社会福祉法人桜愛会に対する社会福祉法に基づく特別監査の実施結果について

令和5年2月9日  
健康福祉部総合福祉課

裾野市は、社会福祉法人桜愛会に対して、社会福祉法第56条に基づき、特別監査を実施してきたが、定款等に抵触する事項が認められたため、令和5年2月9日付けで社会福祉法人指導監査実施要綱に基づく文書指摘を実施した。

## 1. 文書指摘の対象者

対象者名：社会福祉法人桜愛会（所在地：裾野市公文名1番地の1）

## 2. 特別監査の実施状況

- ・立入調査等：令和4年12月3日（土）
- ・聴取調査：令和4年12月22日（木）から令和5年1月6日（金）まで
- ・書類調査：令和4年12月3日（土）から令和5年2月8日（水）まで

## 3. 特別監査で確認した定款等に抵触する事項

該当する事項	抵触する定款等
児童の写真を撮影し、電磁的記録により職員間で共有したこと。	個人情報保護管理規程第11条第3項及び第12条第1項
令和4年7月12日に主任及び主任補助が不適切保育について、相談を受けていたにもかかわらず、園長に報告せず、職員聴取など具体的な対応をとっていないこと。	公益通報者保護規程第5条第1項及び第12条
前理事長が、前園長を含む4人の懲戒通知書を令和4年8月31日付で発出しているが、前園長の処分決定の際に理事会の承認を得ていないこと。	定款第17条第2項及び第24条並びに定款細則第27条、別表2及び別表3 (左記事項について別表2及び別表3に記載なし)

## 4. 文書指摘の内容

### (1) 文書指摘事項

- ア 上記3に記載の定款等に抵触する事項を速やかに改善すること。
- イ 不適切保育について、社会福祉法人として運営上の原因・問題を解明すること。
- ウ 適切に法人運営が行われるよう具体的な再発防止策を示すこと。

### (2) 改善報告提出期限

令和5年3月9日（木）

5. 文書指摘後の対応

- 提出される改善報告の妥当性を書面で確認するとともに、今後の指導監査を通じ、確実な実行を促す。
- 改善を求めた事項について改善されない場合には、社会福祉法第 56 条第 4 項に基づく改善勧告の発出を検討する。